

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年1月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

(1) インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 「クソいまいましい在日〇〇（〇〇は特定の民族の蔑称。以下同じ。）」という趣旨の表現

イ 「さっさと帰国しろ」という趣旨の表現

ウ 「不法入国した犯罪加害者なのだから国に帰れ」という趣旨の表現

エ 「とっとと国に帰れ」という趣旨の表現

オ 「死ね〇〇」という趣旨の表現

カ 「国に帰れ」という趣旨の表現

キ 「早く国に帰るべき」という趣旨の表現

ク 「国に帰れ」という趣旨の表現

ケ 「国に追い返すべき」という趣旨の表現

(2) インターネット上の特定のウェブサイト（ブログサービスを利用して2ちゃんねるの投稿をまとめたサイト）に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿を転載又は掲載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 「さっさと国に帰れ」及び「身の危険を感じるなら国に帰れ」という趣旨の表現

イ 「〇〇共」という趣旨の表現

ウ 「国外追放するしかない」という趣旨の表現

エ 「密入国者の子孫なのだから国に帰れ」、「〇〇は叩き出さないと」、「さっさと帰れ△△（△△は人以外のものにたとえる侮蔑的表現）」及び「〇〇は全員強制送還しろ」という趣旨の表現

オ 「密入国者の子孫なのだから国に帰れ」及び「××人は出ていけ」という趣旨の表現

- (3) インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「どうして自国に帰らないのか。日本に要らない」という趣旨の表現を含む投稿を掲載した行為は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

## 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1 (1) から (3) までに記載のとおり

## 3 拡散を防止するために講じた措置

- (1) 上記1 (1) の表現を含む投稿について、「Twitter」を運営する Twitter 社に削除を要請した。
- (2) 上記1 (2) の表現を含む投稿について、ブログサービス（ライブドアブログ）を運営するライブドア株式会社に削除を要請した。
- (3) 上記1 (3) の表現を含む投稿について、「YouTube」を運営する Google 社に削除を要請した。

## 4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和5年1月13日

## 5 その他

- (1) 上記1 (1) から (3) までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。